

令 4 監 理 第 8 1 0 号  
令和 5 年 (2023年) 3 月 1 7 日

関係建設業団体の長 様

山 口 県 土 木 建 築 部 長

建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について (通知)

このことについて、別添のとおり基準の一部改正をしたのでお知らせします。

改正後の本文については、山口県土木建築部監理課のホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/23463.html>) に掲載しています。

なお、改正後の基準は、令和 5 年 5 月 2 6 日から施行することとし、施行後に行われた不正行為等に対しては、改正後の基準による監督処分を行うこととなります。

**【改正の理由】**

令和 5 年 5 月 2 6 日から施行される「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 55 号) の実効性確保のため、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」(平成 14 年 3 月 28 日国総建第 67 号) が一部改正されることに鑑み、宅地造成及び盛土等規制法違反を処分対象に追加

監理課 建設業班  
TEL 083-933-3629  
FAX 083-925-8862